

2017年(平成29年) 3月27日号

NO. 2772 (毎月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

週刊住宅

皆さま、「花押」ってご存知でしょうか?

「昔のお殿様などが手紙の後にサラサラって描く絵のような文字のこと」のようである。

「押印の代わりに、花押を書いた遺言書が有効かどうか」が争われた裁判があった。

CFネッツ流
大家実践塾

った。

最高裁判決では、「花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法

968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできず、遺言は無効」とされました。

遺言に捺印する印鑑は、認印でも、さうにいえは拇

233

遺言の印鑑について

印でもOK、という判例があることからすれば、結論として何だか釈然としない感じがする。

判決からすると、実務では「まあ、とにかく押印しておきましょう」ということである。

押印箇所については定め

があるのかというと、明文上の規定はないようである。

だ。

氏名を署名した直後の箇所に押印するのが一般的である。だが、遺言書本文に押印がなく、封印した封筒にのみ押印があった場合に有効とされた判例もあるようだ。

印の種類、押印場所に規定なし

きたいと、紹介した。

入れ替え防止へ契印を推奨

鎌倉鑑定 小林雅裕

うだ。

遺言書が

複数枚にな

った場合

に、契印な

どを押印す

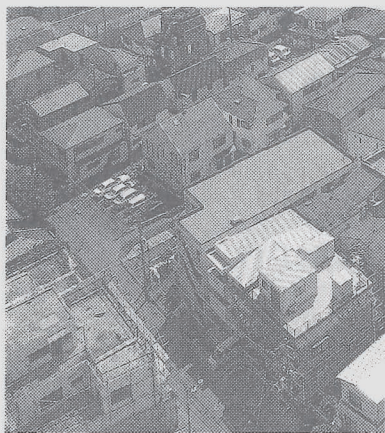
る必要があるのか、に

ついても気

になるとこ

ろである。

この場



相続資産が不動産が中心の場合は、どの不動産を相続するかなど遺言が重要になる

電話 0467・22・777
2 FAX 045・330
・5773 携帯 080・
4196・1167 MA
I L kobayashi@kkan
.com
本社 神奈川県鎌倉市大
町1-20-30
大船デスク 神奈川県鎌
倉市大船2-19-35